

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成31年4月12日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、元知事秘書（政務担当）（以下「元秘書」という。）は、在職期間中に、その地位を利用して、数々の非違行為を繰り返しており、本来、知事秘書（政務担当）の任にあってはならなかったものであるから、都から元秘書に対して支給された給料等及び支給される予定の退職手当は不当利得であるとし、都監査委員に対して、給料等の都への返還と退職手当の支出差止め等の勧告を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。すなわち、一般的に、住民監査請求は、財務会計上の行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となるものである。

ところで、請求人は、本件給料等や退職手当の支給の不当を主張しているが、その根拠は、元秘書自身の行為そのものの違法を前提としており、本件請求において、専ら元秘書自身の行為の違法を主張するのみで、財務会計上の行為である本件給料等や退職手

当の支給そのものが何らの規程に違反したものであるとは主張していない。これについて、判例（最高裁平成4年12月15日判決）は、職員の財務会計上の行為をとらえて「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示している。

この判旨に則すれば、たとえ請求人の言う元秘書自身の行為が違法であったとしても、それが故に直ちに給料等や退職手当が不当利得となるものでなく、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。